

青森県報

第四千五百六十六号

平成三十一年
二月十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 平成三十一年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領……………(財政課) ……一
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……三
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……三
- 公 告
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……三
 - 右 同……………(同) ……四
 - 八戸港港湾計画の変更の概要……………(港湾空港課) ……五
- 公 営 企 業
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院局) ……六

告 示

青森県告示第八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき平成三十一年二月六日専決処分した平成三十一年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

平成三十一年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

平成30年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

平成30年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ873,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ665,848,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5	地 方 交 付 税	211,471,396	291,000	211,762,396
1	1 地 方 交 付 税	211,471,396	291,000	211,762,396
9	国 庫 支 出 金	101,801,178	582,000	102,383,178
2	2 国 庫 補 助 金	61,291,420	582,000	61,873,420
	歳 入 合 計	664,975,393	873,000	665,848,393
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8	土 木 費	70,571,381	873,000	71,444,381
2	2 道 路 橋 梁 費	36,037,620	873,000	36,910,620
	歳 出 合 計	664,975,393	873,000	665,848,393

青森県告示第八十一号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

上稲元土砂災害警戒区域及び上稲元土砂災害特別警戒区域

一 解除する区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

上稲元土砂災害警戒区域及び上稲元土砂災害特別警戒区域

一 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) トヨタカローラ青森本社

青森市大字浜田字玉川二四六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

トヨタカローラ青森株式会社

青森市大字野木字野尻六一の四

代表取締役 大柳康三郎

三 青森市の意見の概要

1 計画店舗前道路は、小・中学校の主な通学路とは重なっていないが、近隣に筒井南小、筒井小、筒井中があることから、店舗の工事中及び閉店後、安全に十分注意を払うこと。

2 駐車場法に定める路外駐車場に該当し、自動車の駐車用に供する部分の面積が五〇〇平方メートル以上となる場合には、駐車場法第十一条の規定に基づき、その構造及び設備について基準を満たすこと。

3 生ごみを排出する際には可能な限り水きりを徹底するなど、ごみの減量化を図るほか、従業員が飲食した後の空き缶等や紙製廃棄物についても、可能な限りリサイクルに努めること。

4 重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施する時間帯等について十分配慮すること。

5 騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出を要する送風機やボイラー等の設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。

6 夜間の騒音レベル最大値予測結果において基準値を超過している地点があるため、規制基準を遵守するよう防音対策について検討するほか、騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、解決に努めること。

7 産業廃棄物に該当する金属製、ガラス製、プラスチック製廃棄物は、産業廃棄物として適正に処理すること。

8 屋外照明及び広告塔照明については、点灯時間及び強さ等についても配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし
意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十一年二月十八日から同年三月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア八重田店

青森市造道二丁目二八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田大志

三 青森市の意見の概要

1 計画店舗前道路が、造道小中学校の通学路と重なることから、店舗の工事中及び閉店後、児童の通学路の確保、安全に十分注意を払うこと。

2 駐車場法に定める路外駐車場に該当し、自動車の駐車用に供する部分の面積が五〇〇平方メートル以上となる場合には、駐車場の車路等の構造及び設備について基準を満たすこと。

3 生ごみを排出する際には可能な限り水きりを徹底するなど、ごみの減量化を図るほか、従業員が飲食した後の空き缶等や紙製廃棄物についても、可能な限りリサイクルに努めること。

4 重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施する時間帯等について十分配慮すること。

5 騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出を要する送風機やボイラー等の設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。

6 夜間の騒音レベル最大値予測結果において基準値を超過している地点があるため、規制基準を遵守するよう防音対策について検討するほか、騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、解決に努めること。

7 産業廃棄物に該当する金属製、ガラス製、プラスチック製廃棄物は、産業廃棄物として適正に処理すること。

8 計画地が景観計画区域内にあることから、青森市景観計画に定める大規模行為景観形成基準に適合させること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

2 期間

平成三十一年二月十八日から同年三月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

八戸港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、八戸港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成三十一年二月十八日

八戸港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成二十一年十二月十八日付けで青森県報においてその概要を公告した八戸港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 危険物取扱施設計画

(一) 変更する施設

地区名	種 別	水深（メートル）	バース数
-----	-----	----------	------

河原木地区	ドルフィン（公共）	七・五	一
-------	-----------	-----	---

河原木地区	危険物取扱施設計画	面積（ヘクタール）	二五
-------	-----------	-----------	----

(二) 移設する施設

河原木地区	ドルフィン（公共）	水深（メートル）	バース数
		七・五	四

(三) 撤去する施設

河原木地区	ドルフィン（専用）	水深（メートル）	バース数
	ドルフィン（公共）	七・五	一

2 水域施設計画

変更する施設

河原木地区	泊地	水深（メートル）	七・五
	航路・泊地		七・五
			五・〇

3 外郭施設計画

新たに追加する施設

地区名	種別	延長(メートル)
河原木地区	防波堤	二〇八

4 臨港交通施設計画
変更する施設

地区名	名称	起点	終点	車線数
河原木地区	臨港道路河原木一号埠頭線	河原木一号埠頭	臨港道路白銀北沼線	四
	臨港道路沼館豊洲線	臨港道路河原木二号埠頭線	臨港道路河原木一号埠頭線	二
	臨港道路河原木二号線	臨港道路白銀北沼線	臨港道路河原木二号埠頭線	二

5 港湾環境整備施設計画
新たに追加する施設

地区名	種別	面積(ヘクタール)
河原木地区	緑地	一

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目の一 青森県県土整備部港湾空港課

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年二月十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油(日本工業規格 一種二号) 十五万六千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成三十一年一月三十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

カメイ株式会社

六 契約金額

仙台市青葉区国分町三丁目の一八

七 随意契約の理由

一リットル 六十五円四十四銭八厘

八 契約の相手方を決定した手続

二度の入札に付したが落札者がなく、その後の最低価格入札者との協議においても、予定価格の範囲内の価格提示を受けることができなかったため、当該入札案件を不調として終了し、予定価格等の見直しを行い、地方自治法施行令第六十七条の二第二項第五号の規定により随意契約を締結したものである。

一 項本文

二 度の入札に付したが落札者がなく、その後の最低価格入札者との協議においても、予定価格の範囲内の価格提示を受けることができなかったため、当該入札案件を不調として終了し、予定価格等の見直しを行い、地方自治法施行令第六十七条の二第二項第五号の規定により随意契約を締結したものである。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第五号及び地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令第十一号第一項本文

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	---	--------------------------------